月報私学

6 2007
VOL.114

日本私立学校振興・共済事業団広報

福島学院大学　宮代キャンパス
【写真提供：学校法人福島学院（福島市）】

CONTENTS

被用者年金制度の一元化法案が閣議決定されました	2
平成19年度　私学事業団の事業計画と予算	4
就任のあいさつ　理事　加藤　豊	5
インターネットを利用した情報提供システム	7
融資に関するQ＆A	8
学校の経営改革事例　地域に根ざした小規模大学 ―松本大学の事例―	9
標準給与の定時決定	10
私学事業団が実施する特定健康診査・特定保健指導	11
平成19年度　第1回　私学共済事務担当者連絡会	12
ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ	14
宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

http://www.shigaku.go.jp/

被用者年金制度の一元化法案が閣議決定されました

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が四月十三日に閣議決定し、今国会に提出されました。本号ではその法律案の概要についてお知らせします。

なお、平成二十一年度末に廃止となる職域部分（三階部分）に代わる私学の新三階年金の検討、取り組みについては本誌十一月号でお知らせしましたが、この法案中、新三階年金の創設にあたっては、平成十九年中に検討を行い、その結果に基づき、別に法律で定めるところにより必要な措置を講ずるものと法案附則において明記されております。

一、法律案の趣旨

○　被用者年金制度の一元化については、平成十八年四月の閣議決定及び十二月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、**民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現**する。

二、法律案の概要

（一）主要事項

①　被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、二階部分の年金は厚生年金に統一する。

・　公務員及び私学教職員についての適用除外規定を削除し、厚生年金保険制度を適用。【厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）の改正】

②　共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

・　上記①により、公務員等に厚生年金保険制度を適用し、共済各法における共済年金の規定を削除する結果、共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止。【私学共済法など共済法の改正】

・　老齢年金及び障害年金に係る在職中の支給減額・停止の仕組み（注）については、厚生年金の取扱いに統一。

（注）年金額と賃金の合計額が一定額（支給停止調整額）を超える場合に年金の支給額を減額。

〈企業に在職中の公務員ＯＢ等に対する年金の支給停止調整額（月額）の変化〉

六十歳台前半（現行）四十八万円⇨二十八万円（現行厚生年金の厳しい減額方法）

※施行時に既に年金を受給している六十歳台前半の公務員ＯＢ等についても、下記の配慮措置（注）を講じた上で、上記の厳しい減額方法を適用する（対象者が全て六十五歳以上となる平成二十七年度前までの措置）。

（注）既裁定年金への影響を緩和するため、年金額と賃金の合計額（総収入）の一〇％を減額の上限とするとともに、この配慮措置の対象とならない総収入（月額三十五万円）を下回る減額はしないこととする。

※平成十九年四月に既に七十歳以上の企業に在職中の厚生年金及び共済年金受給者には、在職中の支給減額・停止を実施していないが、上記公務員ＯＢ等に対する措置との均衡から、下記の配慮措置（注）を講じた上で、支給減額・停止（六十五歳以上に適用される支給停止調整額四十八万円）を実施。

（注）既裁定年金への影響を緩和するため、年金の減額は、年金額と賃金の合計額の一〇％を超えないこととする。

・　共済各法の取扱いに合わせ、国会議員及び地方議会議員の歳費等に基づく老齢厚生年金の支給停止を導入する。【厚年法の改正】

・　今後は、民間企業の期間と公務員及び私学教職員の期間を併せて二十年以上であれば、加給年金や中高齢寡婦加算を加算する。【厚年法の改正】

③　共済年金の一、二階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。

また、共済組合等が保有する積立金について、厚生年金の積立金の水準に見合った額を仕分け一・二階部分の共通財源に供する。

・　平成二十二年から一、二階部分の保険料率の統一を開始し、公務員共

済については平成三十年、私立学校教職員共済については平成三十九年に厚生年金の保険料率（一八・三％）に統一。【附則】

・　共済組合等が保有している積立金については、厚生年金保険の積立金の水準（※）に見合った額を仕分け、被用者年金制度の一・二階部分の共通財源に供することとする。【厚年法の改正と附則】

（※）保険料で賄われる一・二階部分の支出に対して何年分の積立金を保有しているか（積立比率）。

④　事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。

・　被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合等を規定。【厚年法の改正】

・　制度全体の給付と負担の状況を国の会計（厚生年金勘定）にとりまとめて計上し、国民に開示。【特別会計に関する法律の一部改正】

・　共済組合等は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する一・二階積立金等に応じて厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金の保険給付に要する費用等を分担。また、共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から交付金として交付。【厚年法の改正】

・　制度全体を通じた財政検証を定期的に実施。

・　厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。【厚年法の改正】

・　積立金の運用の基本的な指針については、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協力の上、策定することとする。【厚年法の改正】

・　積立金の運用の状況の公表及び評価については、毎年度、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協力の上、行うこととする。【厚年法の改正】

⑤　共済年金にある公的年金としての三階部分（職域部分）は廃止する。

・　職域部分に関する規定の削除。

・　新三階年金については、平成十九年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定。【附則】

⑥　追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について二七％引き下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。（公務員共済）

・　追加費用の削減に関する規定の整備（文官恩給、旧三共済も同様）。【公務員共済各法等】

←　税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して二七％引き下げる。ただし、一定の配慮措置については、給付額に対する引下げ額の割合が一〇％を上回らないこと、減額後の給付額が二五〇万円（年額）を下回らないこととする。

←　文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を一〇％引き下げる。ただし、減額後の給付額が二五〇万円を下回らないこととする。

←　郵政公社、ＮＴＴ、ＪＴ及び㈱鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

（二）その他

①　被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。（パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大）

・　「週所定労働時間が二十時間以上であること」「賃金が月額九万八千円以上であること」「勤務期間が一年以上であること」の三つの基準をすべて満たすパート労働者（学生を除く）については、新たに厚生年金の適用対象とする。ただし、従業員三〇〇人以下の中小零細事業所の事業主に使用されるパート労働者については、別に法律で定める日までの間、新たな基準の適用を猶予する。【厚年法の改正】

・　健康保険においても、上記の厚年法の改正に準じて、「被保険者」の範囲を一体的に見直す。【健康保険法の改正】

②　企業年金に係る規定の整備等。

・　企業年金について、加入対象者に係る規定の整理など被用者年金制度の一元化に伴う所要の規定の整備等を行う。【確定拠出年金法等の改正】

三、施行時期

・　被用者年金制度の一元化の実施時期は、平成二十二年四月一日を原則とする（ただし、加給年金や中高齢寡婦加算の期間要件の通算措置等については平成二十三年四月一日から、パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大については、同年九月一日から実施する）。

・　追加費用及び文官恩給の減額については、平成二十年四月一日から実施する。

平成十九年度
私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業
私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学、高等専門学校の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として、大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

平成十九年度は、国から三、二八〇億五、〇〇〇万円を受け入れ、同額を交付する予定です。

貸付事業
学校法人等に対して固定金利で長期・低利の融資を行っています。

学校法人、準学校法人に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について、固定金利で長期・低利の融資を行います。

十九年度の貸付事業計画額は六〇〇億円となっています。

貸付財源は、財政融資資金一六六億円、自己調達資金四三四億円（うち、共済業務に係る長期勘定からの借入れ二六三億円、私学振興債券の発行による調達八〇億円）を予定しています。

受配者指定寄付金事業
受配者指定寄付金の受入れと配付を行っています。

私立学校の教育と研究の振興のために企業等より寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和四〇年大蔵省告示第一五四号）が受けられます。

十九年度は、受入計画額九〇億円に対し、同額を配付する予定です。

学術研究振興基金事業
学術研究振興基金への寄付金の受入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費、その他の研究費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人）が受けられます。

十九年度は、学術研究振興基金の受入計画額六〇〇万円、学術研究振興資金の交付計画額一億二、〇〇〇万円を予定しています。

なお、十八年度末における学術研究振興基金の保有額は五三億二、〇七五万円です。

教育条件・経営情報支援事業
私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集・蓄積、調査及び研究を行い、その成果の提供、その他の指導・助言を行っています。

一　情報の収集・提供及び調査・研究

学校法人基礎調査等を実施し、私立学校の教育条件及び運営に必要な情報を収集・整理し、学校法人及び関係者に対し必要な情報を提供するとともに、集計・研究分析を行い、その成果を公表し広く関係者の利用に供しています。

なお、これらの情報の収集・提供については、インターネットを利用した「総合的な私学データバンク構築」計画（本事業団ホームページ「私学データバンク構想」をご覧ください。）を推進しています。

二　私立学校の教育条件及び経営に関する調査・研究、指導・助言

私立学校を取り巻く環境は、少子化及び規制緩和の進展とそれに伴う競争激化等により大変厳しくなっています。今後は、教学面の改革と経営面の安定化を図っていくことが、私立学校の最大の課題となっています。

私学経営相談センターでは、「経営支援室」及び今年度から「情報支援室」を設け、私立学校の経営と情報の支援を更に強化します。

「経営支援室」においては、経営困難な学校法人に対する経営支援を行っています。また、十七年十一月から外部の有識者を委員とした「学校法人活性化・再生研究会」を開催し、学校法人の経営困難・破綻への対応等を含めて、活性化及び再生に向けた具体的な方策の検討（中間まとめを発表）を進め、今年六月に最終報告を行う予定です。

「情報支援室」においては、学校法人等の要望に応じて、教育条件や経営に関する相談、調査データや分析結果の情報を提供するほか、経営診断・経営相談等を実施し、経営改善に向けた指導助言を行っています。

就任のあいさつ

理事　加藤（かとう）　豊（ゆたか）

本年四月一日付けで日本私立学校振興・共済事業団の理事を拝命致しました。担当は、「年金福祉」ということですが、特定健診制度創設、年金制度一元化、福祉事業施設運営健全化等想いつくままに課題を数えても、いずれも重要で難解な事々ばかりです。

誠に身が引き締まる思いでありまして、ひたすらに業務に励むことが唯一の姿勢であると自ら言い聞かせています。私立学校振興と私学共済加入者の福利厚生のお役に立つべく頑張りますので、前任理事同様皆様のご指導・ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

さて、昨今は都市部を中心に少子化が進行し、平均寿命の伸びとともに高齢化社会が加速しています。この流れを映して暮らしにかかわる制度がこの四月から大きく変化しています。例を挙げれば、児童手当の拡充や国民年金保険料引き上げ等があります。この少子高齢化の流れは、本事業団の事業展開にも影を落としています。その最たる課題が医療制度改革の一環として平成二十年に創設される特定健診制度と言えます。この生活習慣病有病者・予備軍の減少を目的とする制度の成否は、同じ年に創設される後期高齢者医療制度へ負担する支援金額を左右することもあり、心して制度設計に取り組みます。一方、社会保障制度改革の中核たる年金制度改革は、一元化のための法律案がまとまったようですが、ここに至るまでの文部科学省及び私学団体等関係者皆様のご指導、ご努力には厚く感謝を申し上げます。また、法律案の取りまとめに向けた関係者のご努力は、戦後間もない頃の私学関係法成立に向けた忍耐強い努力を彷彿させ、本事業団及び私学共済制度は私学のためにあることを改めて認識致しました。

福祉事業のうち、病院・宿泊の各施設事業運営は厳しい局面を迎えています。これまでに講じて来た以上の経営改善措置の必要性を痛感しています。「手遅れにならない改善」をモットーに、働く職員の皆さんとともに改善の第一歩を迷わずに踏み出す所存です。

いずれの課題も、関係者皆様のご支援がなければ行方がおぼつかないことばかりです。そのことを肝に銘じて、職責を果たすために精一杯努めますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

共済業務

十九年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員と標準給与は次のとおりです。

一．私学共済制度の構成員

構成員は、**表1**のとおり、総計一一四万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。

二．標準給与の平均月額

標準給与の平均月額は、**表2**のとおり推計しました。

表1　構成員推計　（単位：人）

区　分	平成18年度	平成19年度	上昇率
（短期加入者）	（484,861）	（491,819）	（1.44%）
（長期加入者）	（456,810）	（463,420）	（1.45%）
合計加入者	488,098	495,044	1.42%
被扶養者	365,861	364,548	△0.36%
年金受給者	276,106	283,107	2.54%
総　計	1,130,065	1,142,699	1.12%

表2　標準給与の平均月額推計　（単位：円）

区　分	平成18年度	平成19年度	上昇率
短期加入者	375,608	374,833	△0.21%
長期加入者	366,305	365,217	△0.30%

短期給付事業

病気やケガによる医療費等の支払いを行っています。

短期掛金率の給付分は、十八年度と同率に据え置き、給付分掛金率百分の六・五二、介護掛金率は介護納付金を勘案して見直すことにより、介護分掛金率百分の〇・八七九（前年度掛金率百分の〇・八八六）としました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ三五億円（一・七五％）の増加となる見込みです。

保健給付等の給付費については、前年度に比べ二三億円（二・一〇％）の増加を見込んでいます。また、老人保健拠出金は前年度に比べ一八億円（四・一二％）の増加、退職者給付拠出金は六四億円（一八・二二％）の増加を見込んでいます。そのほかに、介護納付金一四八億円等を見込み、**図1**のとおりの収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入（二、〇四八億円）と給付費及び拠出金等の支出（二、一四六億円）との収支差九八億円に支払準備金の戻入差額二億円を加えた一〇〇億円が損失金となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の十二分の一に相当する金額を積み立てています。

図1　短期勘定（単位：億円）

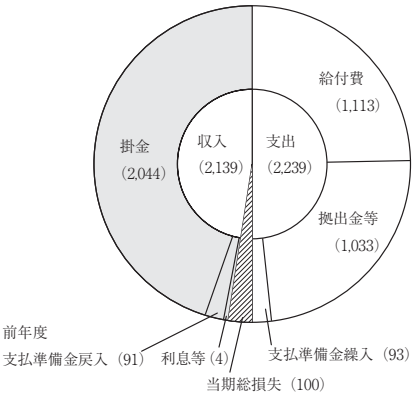

長期給付事業

退職後の生活の柱となる年金の支払いを行っています。

長期掛金率は、十六年度に行った財政再計算の結果を踏まえて、給付分掛金率を百分の一一・五二二（このうち百分の〇・八相当は、都道府県から補助されると見込んでいます。ただし、長期賞与掛金は除きます。前年度掛金率百分の一一・一六八）と変更しました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ一三三億円（四・六七％）の増加となる見込みです。

国庫補助金は、基礎年金拠出金の三分の一相当額など総額六〇五億円が措置されています。

給付費については、十九年度の年金額は十八年度と同額となりましたが、年金者数の増加により前年度に比べ六四億円（二・五七％）の増加となる見込みです。

そのほかに、基礎年金拠出金一、五九二億円、年金保険者拠出金七四億円等を見込み、**図2**のとおりの収支を予定しています。

掛金、交付金、補助金、受入金及び利息等の収入（四、五三二億円）と、給付費及び基礎年金拠出金等の支出（四、二二九億円）との収支差（三〇三億円）については、長期給付積立金へ全額積み立てます。

なお、十九年度末の保有資産は、三兆三、七五七億円となる見込みです。

図2　長期勘定（単位：億円）

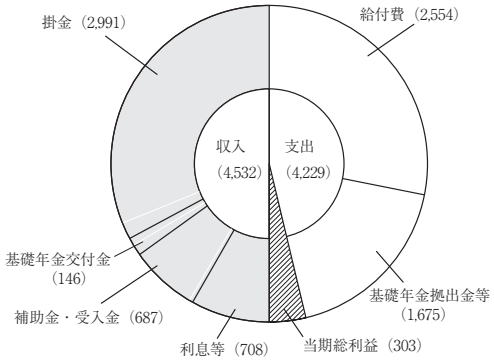

保健事業

人間ドックやスポーツ施設の利用補助を行っています。

今年度も十八年度と同率の掛金率百分の〇・二四を福祉事業推進のための財源としています。

人間ドック利用補助等従来からの保健事業にかかる費用として二二億円、医療事業及び宿泊事業への繰入金として五四億円、そのほか二十年度から実施される特定健康診査等事業の準備費用等を見込み、**図3**のとおりの収支を予定しています。

医療事業

皆さんが安心してかかることの出来る直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込み、**図3**のとおりの収支を予定しています。

宿泊事業

家族旅行の楽しいプランのお手伝いを行っています。

宿泊施設の事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金等を見込み、**図3**のとおりの収支を予定しています。

貯金事業

皆さんの財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、**図3**のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

十九年度末の加入者貯金残高は、七、六四〇億円となる見込みです。

図3　福祉勘定の経理別予算収支

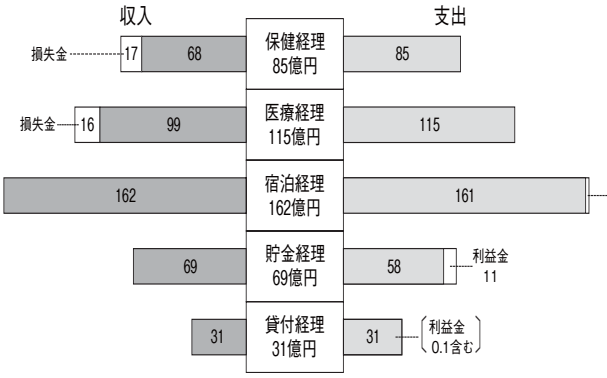

貸付事業

結婚・教育・住宅等の資金の貸し付けを行っています。

十九年度の貸付額は、加入者貸付一六五億円、特殊住宅貸付一億円、総額一六六億円を見込み、**図3**のとおりの収支を予定しています。

共済業務勘定

本勘定は短期・長期給付事業の事務を行う費用を賄い、事務費分掛金率百分の〇・一六と国庫補助金四億円を主たる財源としています。なお、事務費補助金については、財政構造改革の趣旨に基づき、その一部について減額措置が講じられています。

インターネットを利用した情報提供システム

私学事業団では、**学校法人情報検索システム、私学データ作成システム、「今日の私学財政」閲覧システム**を提供しています。ぜひご利用ください。

学校法人情報検索システム

学校法人及び設置する私立学校の概要情報（法人名・理事長名・所在地等）を提供しているシステムで、旧日本私学振興財団が発刊していた「学校法人名簿」に替わるものです。

私学データ作成システム

私学経営相談センターが学校法人からのご要望に応じ出力、提供していました財務帳票等を、インターネットを利用して学校法人が直接出力することができるシステムです。**（対象は、大学・短期大学［高等専門学校を含む］・高等学校の各法人・各部門です。）**財務シミュレーション機能により、学校法人が任意に設定する条件で十年間の財務シミュレーションを行うこともできます。

「私学活性化分析」につきましては、平成十九年三月一日に、新たに出力できる帳票を追加し、出力単位も法人だけでなく、学校、学部・学科まで出力できるようになりました。

「今日の私学財政」閲覧システム

本事業団が発刊した「今日の私学財政」（平成十年度版から平成十八年度版）がインターネットを利用して閲覧できるシステムです。

アクセス方法

学校法人情報検索システムは本事業団ホームページからアクセスできます。

私学データ作成システムと**「今日の私学財政」閲覧システム**にアクセスできるのは、大学・短期大学［高等専門学校を含む］・高等学校法人です。

詳しくは、本事業団からお送りしました「認証システムに必要な電子証明書の更新（依頼）及び私学データ作成システム、「今日の私学財政」閲覧システム利用のご案内について」（平成十八年十月十二日付私振情第五一号）をご覧ください。

セキュリティの確保

私学データ作成システムと「今日の私学財政」閲覧システムのサービスを利用するためには、本事業団の発行する認証が必要であり、認証のない者からのアクセスは遮断する仕組みになっています。

インターネット上で問題となる不正アクセス等には、認証システムやデータ暗号化システムにより個別学校法人データの安全性を確保し、現段階における最大限のセキュリティ対策を講じています。

認証情報（電子証明書）の更新

認証システムに必要な電子証明書の更新が、従来のインターネット上での更新からフロッピーディスクによる更新に替わり、「認証情報（電子証明書）の発行について」（平成十九年四月十三日付私振情第三〇号）で各学校法人に送付しました。

電子証明書の有効期限は平成二十年四月三十日です。まだ電子証明書の更新を済ませていない学校法人は、更新をお願いいたします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学情報部　情報サービス課
☎〇三（三二三三〇）七八四六～四七

私学データ作成システム出力項目一覧

データの種類	データ区分	出力帳票名	年度範囲			帳票内容の単位		
			単年度	5カ年	10～12カ年	法人	学校	学部学科
定型帳票	人数関係	学生・生徒・児童・幼児数		◎			◎	◎
		学生生徒等募集一覧			◎		◎	◎
		教員・職員数		◎			◎	◎
	財務関係	資金収支計算書		◎		◎	◎	◎
		人件費支出		◎		◎	◎	◎
		年齢別平均給与一覧表	○				○	○
		消費収支計算書		◎		◎	◎	
		貸借対照表		◎		◎		
		財務比率表		◎		◎	◎	
		財務比率一覧表			◎	◎	◎	
	納付金	入学年次納付金一覧表	◎					◎
		納付金一覧表		◎				◎
データ分析	教育研究条件	教育研究条件分析表	◎	◎		◎	◎	◎
		教育研究条件分布図	◎	◎		◎	◎	◎
		教育研究条件推移グラフ		◎		◎	◎	◎
		教育研究条件一覧表		◎		◎	◎	◎
		入学年次納付金分布図	◎					◎
	財務	財務比率分析表	◎	◎		◎	◎	◎
		財務比率分布図	◎	◎		◎	◎	◎
		財務比率推移グラフ		◎		◎	◎	◎
		財務比率比較表		◎		◎	◎	
		人件費支出一覧表		◎			◎	
		貸借・消費収支構成グラフ		◎		◎	◎	
		平均給与・平均年齢	○				○	
	シミュレーション	財務シミュレーション	—	—	—	◎	◎	
活性化分析	概況表等	法人概況表	◎	◎		◎		
		経営判定指標		◎		◎		
	人数関係	学生等数の推移			◎		◎	◎
		教職員数の推移			◎		◎	
	財務関係	消費収支の概況			◎	◎	◎	
		貸借対照表の概況			◎	◎		
	給与関係	専任教職員給与比較	○				○	

（注1）すべての帳票において、出力できる情報は出力条件（系統、地域等）ごとの集計値及び、自校のデータのみです。他校の個別データ出力はできません。
（注2）帳票内容の単位欄の「◎」印は、現在、提供しています。
「○」印は、大学・短期大学（高等専門学校を含む）法人のみの提供となっています。

融資に関するQ&A

私学事業団では、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期・低利の融資を行っています。
今月号では、本事業団の融資を受けるために必要な手続きに関して、Q&A形式でご説明します。

Q1　融資の相談のときにはどのような資料を用意したらよいでしょうか。

A1　ご相談の席では、融資を希望される事業の概要、資金計画、借入金の返済計画、学生生徒等数の推移、担保物件（土地及び建物）の状況などをお聞きします。これらの情報を盛り込んだ「融資相談票」をご用意しておりますので、必要事項をご記入のうえ、相談時にご提出ください。
また、直近年度の決算書をご提出いただくこともあります。
（「融資相談票」は本事業団のホームページからもダウンロードできます。）

Q2　融資の申込書類はどのようなものですか。

A2　借入申込時にご提出いただく書類と借入申込後にご提出いただく書類に分かれます。

【借入申込時に提出する書類】

(1) 資金借入申込書
(2) 資金借入申込書添付書類（資金計画、償還計画、学生生徒等の推移など）
(3) 担保・保証人関係書類（提供担保物件一覧表・担保物件に係る債務状況（該当の場合）・連帯保証人明細書）
(4) 融資を申し込む年度の前年度の決算書（写）
(5) 学校要覧又は入学案内

融資の対象となる学校が東京都以外の道府県の高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校等の場合は、(3)の書類を除いて道府県の主管課への提出となります。

【借入申込後に提出する書類】

(6) 借入事業明細書
(7) 借入事業明細書添付書類

(6)には、実施する事業量・事業費、契約の相手先等を記載します。
(7)は、契約関係書類、図面、領収書等当該事業に係る証拠書類です。
なお、借入申込書提出時点でこれらの書類が整っている場合は、同時にご提出ください。

Q3　申込みをしてから借入れができるまでの期間はどのくらいですか。

A3　通常の場合の借入手続きは次のようになっています。
①借入申込書（担保・保証人関係書類含む）の提出←②借入事業明細書の提出←③貸付審査←④貸付金決定通知の交付←⑤契約関係書類の提出←⑥貸付契約の締結←⑦抵当権設定登記←⑧資金交付
手続き期間は、②の借入事業明細書の提出から⑧の資金交付まで概ね2ヵ月程度要します。（個々の案件により期間は異なります。）

Q4　借入れの申込みに期限はありますか。

A4　できる限り学校法人のご要望にお応えしたいと考えておりますが、貸付審査には一定の期間を要します。このため、今年度は原則として十一月末を借入申込みの最終期限とさせていただきます。ご了承ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部　融資班
☎〇三（三二三〇）七八六二～六四
Eメール　yushi@shigaku.go.jp

学校の経営改革事例

地域に根ざした小規模大学

―松本大学（長野県松本市）の事例―

松本大学は、平成十四年に開学した入学定員二〇〇名の総合経営学部を設置する単科大学であるが、地域の評価を高めることによって、安定的な学生を確保している。その秘訣が知りたくて大学に伺い、那須誠法人事務局長と小倉宗彦大学事務局長からお話を伺った。

教育目標

「我校の中野学長は、一人ひとりの学生に対するオーダーメイド教育をめざすという目標を掲げました。一部の教員からそれでは手がかかるという意見が出たところ、それなら不登校や落ちこぼれの学生を全部私のところに寄こしてくださいと言って、それらの学生を渓流釣りや海釣りに連れて行ったり、山に山菜取りやキャンプに連れて行って実際に料理して学生に食べさせたりしています。その場で、学長は、人生とは何か、人間とは何かを熱く語っています。その中から立ち直って、立派に就職して社会人として活躍している学生も出ています。これだけ手をかけても中退者が何人かは出てくるだろうが、やれることを精一杯やりましょうと、学長が先生方に呼びかけ、それが学内に浸透しているのです。」

学長の学生に対する愛情の深さこそ、私学教育の原点ではないかと思えるエピソードである。

「よい教育をすれば、学生が母校に帰って学生を連れてきてくれる。お兄さんが来たら弟を、お姉さんが来たら妹をめざせ！」というのが松本大学を設置する松商学園の合言葉である。これからの学生募集は、在学生や卒業生が、あの大学っていいよといってくれるのが最高の広報になる。最近は、いくら広告を出しても、高校訪問を繰り返しても、なかなか学生が集まらない学校がある。口コミも学生募集の有力な手段と言える時代になったのだろう。

中野学長の教育目標は、「地域の必需品大学」と「〝幸せづくりの人〟づくり」だという。「ウチは後発大学なので、潰れる大学候補のNo.1だ。でも逆の方向に走ればトップになれるよ。今までにない大学を作ろうよ」、そして「学生を全部入れればいい、卒業までに力を伸ばせばいいのだ」と教職員に呼びかけ、大学の進むべき方向をはっきり示している。社会には、研究中心の大学ばかりが必要なわけではなく、四年間しっかり教育し、付加価値をつけて立派な社会人を養成する大学も必要なはずである。

パブリシティの活用

この大学は、マスコミに様々な大学情報を流すことにより、二日に一度くらいは、地域の新聞に取り上げられているそうである。ある地元新聞には、中野学長のコラム欄があり、月に一度は学園の記事を書いている。今では、「記事がないときには松本大学に行ってくるか」というのがマスコミ関係者の合言葉になっているほどである。パブリシティの有効活用により、面倒見のよい大学としての評価が地元にしっかり定着した。

地域密着

松本大学の強みは、なんと言っても地域密着と教職員のモラルの高さにある。地元での評判の高いこの大学では、地元の高校の進路指導の先生方を訪問すると、次のように言われるそうである。

「わざわざお出でにならなくても松本大学さんが学生の面倒をよくみてくれることは、地元の人はみんな知っています。今年もよい学生をたくさん送らせていただきます。」

また、地元企業も松本大学の卒業生を採用すれば安心という評判が定着しつつある。大学側も、内定した人は、絶対他の企業を受けさせないことで信頼関係を築いてきた。松商学園のOB、OGがしっかりしていて、「松商学園だけに求人を出している」という企業が非常に多い。

面倒見のよい大学

もう一つの強みは、学長を中心とした教職員の中に一体感が存在することにある。学長が目標を明確にしたことによって教職員の意識が高まった。

「学生に来てもらえるよう、しっかり教育しなければいけない。」という気持ちが教員に浸透している。「先生方は、学生募集がどうなっているかといつも心配しており、講演しても大学の事例を織り交ぜながらセールスマンの役割を果たしてくれる」という。「職員がだめな大学は潰れるよ」と事務局長などが常々言っているが、職員も大変よく働いてくれるそうである。

長野県内にある高校で行われる入学説明会では、地元に密着している松本大学に説明を求められるケースが多く、職員のほぼ全員が出かけて、大学進学の心構えなどを説明している。この大学の職員の面倒見のよさが評判を呼び、一年間の研修として職員を数名交換してほしいという要望が、国立大学から寄せられた。

松本大学の教職員は、自分たちがやっていかないといけないという気持を誇りにして、ボトムアップ中心で運営されている。松本大学を訪問して最も強く感じたことは、地域に深く根を張っている小規模大学ほど経営難に陥りにくい大学はないのではないか、ということである。

これからは、教職員が一人ひとりの学生にどれだけの時間と情熱と愛情を注ぎ込めるか、面倒見のよい学校というイメージをいかに社会に理解してもらえるか、それが私立大学の生き残りの決め手になるのではないかと思われた。

（私学経営相談センター）

標準給与の定時決定

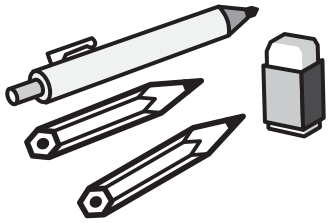

基礎届書の提出期限は

平成19年7月10日㈫

お忘れなく！

毎月納付していただいている掛金の額や年金など給付の額の計算のもとになっている標準給与の月額については、実際に受けている給与月額とのずれが生じないよう、毎年一回、「定時決定」により見直しています。

標準給与の定時決定とは

毎年七月一日現在で学校法人等に使用されている加入者について、学校法人等が支給した四月・五月・六月の給与を「**標準給与基礎届書（以下「基礎届書」といいます。）**」で報告していただき、その三か月間の給与の平均額に基づき、その年の九月から翌年の八月までの標準給与の等級及び月額を確認し決定することです。この定時決定は、掛金及び給付の算定基礎となる重要なものです。

基礎届書の対象者

① 対象となる加入者

・ 資格取得年月日が十九年五月三十一日以前で、七月一日現在加入者である人

・ 加入者資格を有する休業者や育児休業等を取得中の人及び七十歳以上の人も対象になります。

② 対象とならない加入者

・ 十九年六月一日以後に資格を取得した加入者

・ 十九年七月に標準給与の月額が改定になる人

通知文と基礎届書の送付

六月上旬に基礎届書の記入についての実施通知文と基礎届書を学校法人等あてにお送りしますので、必ずお読みください。

※ 磁気媒体及び電算用紙による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付しません。

※ 私学共済事業ホームページ（磁気媒体作成機能）を使用して「基礎届書」を磁気媒体で作成することができますのでご利用ください。

基礎届書の提出先

〒一一三−八五七七

東京都文京区湯島一−七−五

私学事業団　共済事業本部

基礎届書の提出期限

平成十九年七月十日（火）

確認通知書の送付

基礎届書に基づく定時決定の確認通知書は、九月中旬に学校法人等へ送付します。

その他（標準給与の改定）

標準給与の月額は、資格取得時にまず決定され、その後は年一回の定時決定によって見直しが行われるのが基本となっています。しかし、固定的給与が変動し、大幅に増減があったときなどは、その都度標準給与の月額が改定されます。

標準給与の改定が必要な場合は、次のとおりです。

① 標準給与の随時改定（通常の場合）

［平成十八年版『事務の手引』一二八頁～］

固定的給与の変動により標準給与の改定をする場合の大幅な増減とは、現に確認されている標準給与の月額に比べて、標準給与月額表で二等級以上の増減に該当したときをいいます。届け出は、「標準給与改定届書」で増減した月から順に継続した三か月の給与とその平均額を報告し、四か月目から標準給与の月額及び掛金が改定されます。

※ 一等級の増減であっても給与改定の届け出が必要な場合があります

［『事務の手引』一三〇頁～］

② 定年後、引き続き再雇用された場合の標準給与の改定（即時改定）

［『事務の手引』一三一頁～］

③ 育児休業等終了後の標準給与の改定

［『事務の手引』一三六頁～］

私学事業団が実施する 特定健康診査 特定保健指導

6月下旬に アンケート調査を実施します

平成二十年四月から四十歳以上七十五歳未満の加入者及び被扶養者を対象に特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」といいます。）の実施が私学事業団などの医療保険者に義務付けられました。

私学事業団では、特定健診等を効果的に実施するために厚生労働省が示す「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」を踏まえ、特定健診等の実施に向け本格的に準備を進めていくことになります。

そこで現状把握のため、学校法人等を対象とし、健診状況に関するアンケート調査を実施します。六月下旬（予定）に調査用紙を送付しますので、ご協力をお願いします。

特定健康診査
加入者のみならず被扶養者も対象に

加入者本人の健診については、学校法人等が学校保健法（労働安全衛生法）に基づいて実施する定期健康診断を活用することとし、特定健康診査の項目についての結果を学校法人等から本事業団に提供していただきます。

定期健康診断は学校法人等に課せられた法定健診であり、本事業団などに義務付けられた特定健康診査より優先します。したがって、加入者に対する定期健康診断の費用は、これまでどおり学校法人等の負担となります。本事業団が学校法人等からの委託を受けて若しくは共同で実施する場合についても同様です。

被扶養者については、被扶養者自身が特定健診機関で特定健康診査を受けていただく予定です。特定健診機関については被扶養者の居住地において利便性が良く受診できるよう検討しています。詳細は決まり次第お知らせします。

特定健康診査の健診項目
メタボリックシンドロームに着目

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群を減少させることを目的としており、その健診項目は**下表**のとおりで、保健指導を必要とする者を的確に抽出するものとなっています。

なお、学校保健法（労働安全衛生法）における定期健康診断の健診項目と特定健康診査の健診項目には若干の相違があるため、厚生労働省の「定期健康診断等に関する検討会」において健診項目の統一について調整がすすめられています。

特定保健指導
健診結果に基づき、レベルに応じた指導

特定保健指導は生活習慣病に移行しないよう対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するなど自分の健康に関しセルフケア（自己管理）ができるようになることを目的としています。

健診結果等に基づき、私学事業団は内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数により保健指導対象者を「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の各保健指導レベルに分類し、それぞれのレベルに応じた指導を実施していくことになります。

特定健診等の実施における個人情報の保護

特定健診等の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン等に定める事項について周知徹底を図り、個人情報の漏洩に細心の注意を払っていく必要があります。本事業団においても私学共済法の改正を行い、規定に違反して秘密を漏らしたものについては処罰されることになります。

特定健康診査の健診項目表

項目				備考
診察等	質問（問診）		○	
	計測	身長	○	
		体重	○	
		肥満度・標準体重	○	
		腹囲	○	
	理学的所見（身体診察）		○	
	血圧		○	
脂質	中性脂肪		○	
	HDL-コレステロール		○	
	LDL-コレステロール		○	
肝機能	AST（GOT）		○	
	ALT（GPT）		○	
	γ-GT（γ-GTP）		○	
代謝系	空腹時血糖		■	HbA1c又は空腹時血糖のどちらか
	尿糖	半定量	○	
	ヘモグロビンA1C		■	HbA1c又は空腹時血糖のどちらか
血液一般	ヘマトクリット値		□	
	血色素測定		□	
	赤血球数		□	
尿	尿蛋白	半定量	○	
眼底検査			□	
12誘導心電図			□	

○・・・必須項目
□・・・医師の判断に基づき選択的に実施する項目
■・・・いずれかの項目の実施で可

6月5日（火）～6月28日（木） 全国71会場で開催

開催時間 午後1時30分～4時（　　の地区は13ページの別表参照）

地区	会場及び所在地	開催日
東京	東京ガーデンパレス 2階「高千穂」 文京区湯島1−7−5	6/5（火）
		6/6（水）
		6/7（木）
横浜	神奈川県私学会館 講堂 横浜市神奈川区高島台7-5	6/5（火）
		6/6（水）
相模原	神奈川県高相合同庁舎 大会議室 相模原市相模大野6-3-1	6/6（水）
新潟	新潟会館 3階「ぽたん」 新潟市幸西3-3-1	6/20(水)
長岡	長岡商工会議所 6階 大会議室 長岡市坂之上町2-1-1	6/21(木)
富山	富山県民会館 401号室 富山市新総曲輪4-18	6/28(木)
金沢	石川県庁　11階1102会議室 金沢市鞍月1丁目1番地	6/27(水)
福井	福井県国際交流会館 福井市宝永3丁目1−1	6/26(火)
甲府	恩賜林記念館 大会議室 甲府市丸の内1-5-4	6/22(金)
長野	JA長野県ビル 会議室12A 長野市南長野北石堂町1177-3	6/20(水)
松本	長野県松本勤労者福祉センター 第4会議室 松本市中央4-7-26	6/21(木)
岐阜	県民文化ホール 未来会館 岐阜市学園町3-42	6/13(水)
静岡	静岡県私学会館 5階大会議室 静岡市葵区追手町9-26	6/21(木)
浜松	フォルテ 8階B会議室 浜松市旭町12-3	6/20(水)
沼津	沼津市立図書館 第4講座室 沼津市三枚橋9-1	6/22(金)
名古屋	名古屋ガーデンパレス 3階「明倫」 名古屋市中区錦3-11-13	6/12(火)
津	三重私学青少年会館 津市上浜町1-293-4	6/14(木)
大津	ピアザ淡海県民交流センター　2階203号室 大津市におの浜1-1-20	6/27(水)
京都	京都ガーデンパレス 2階　「葵」 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605	6/28(木)
大阪	大阪ガーデンパレス 2階「桜・桐」 大阪市淀川区西宮原1-3-35	6/13(水)
神戸	兵庫県私学会館 4階ホール 神戸市中央区北長狭通4-3-13	6/28(木)
奈良	春日野荘（公立学校共済組合 奈良宿泊所） 奈良市法蓮町757-2	6/26(火)
和歌山	和歌山県書道資料館 2階第2ホール 和歌山市西汀丁61	6/14(木)

地区	会場及び所在地	開催日
倉吉	倉吉交流プラザ2階第一研修室 倉吉市駄経寺町187-1	6/12(火)
松江	松江テルサ　4F中会議室 松江市朝日町478-18	6/13(水)
益田	島根県芸術文化センター「グラントワ」多目的ギャラリー 益田市有明町5-15	6/14(木)
岡山	ピュアリティまきび（公立学校共済組合 岡山宿泊所） 岡山市下石井2-6-41	6/14(木)
広島	広島ガーデンパレス 2階「錦」 広島市東区光町1-15	6/26(火)
福山	福山地域事務所 第1庁舎4階 第141会議室 福山市三吉町1-1-1	6/27(水)
山口	翠山荘（地方職員共済組合湯田保養所） 山口市湯田温泉3-1-1	6/12(火)
周南	ホテルサンルート徳山 周南市築港町8-33	6/13(水)
徳島	徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」研修室1 徳島市山城町東浜傍示1　アスティとくしま内	6/13(水)
高松	香川県社会福祉総合センター 7階 第2中会議室 高松市番町1-10-35	6/14(木)
松山	愛媛県林業会館 3階大ホール 松山市三番町4-4-1	6/26(火)
高知	高知県文教会館 5階「文教ホール」 高知市本町4-1-49	6/28(木)
福岡	福岡ガーデンパレス 1階「ガーデンホール」 福岡市中央区天神4-8-15	6/12(火)
久留米	久留米学園高等学校 久留米市東町272-4	6/13(水)
北九州	美萩野女子高等学校 北九州市小倉北区片野新町1-3-1	6/14(木)
佐賀	はがくれ荘 佐賀市天神2-1-36	6/28(木)
長崎	長崎県市町村会館 大会議室 長崎市栄町4-9	6/26(火)
佐世保	佐世保商工会議所 佐世保市湊町6-10	6/27(水)
熊本	水前寺共済会館 2階「鳳凰の間」 熊本市水前寺1-33-18	6/21(木)
大分	大分文化会館 大分市荷揚町4番1号	6/28(木)
宮崎	ウェルシティ宮崎（宮崎厚生年金会館） 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地8	6/26(火)
鹿児島	ホテルウエルビュー鹿児島 2階「潮騒」 鹿児島市与次郎2-4-25	6/20(水)
那覇	サザンプラザ海邦 4F「首里」 那覇市旭町7番地	6/13(水)
平良	みつば幼稚園 宮古島市平良字下里156-1	6/14(木)

平成19年度

第1回　私学共済事務担当者連絡会

●開催内容

Ⅰ　平成19年度の事業計画の概要
Ⅱ　平成19年度の年金額
Ⅲ　後期高齢者医療制度の創設に伴う私学共済制度の改正等
Ⅳ　各業務からのお知らせ
　制度改正関係
　1　年金関係
　　・退職共済年金の支給繰下げ制度について
　その他
　1　都道府県補助金
　2　資格関係
　　・被扶養者の再審査の実施
　3　短期給付関係
　　1）交通事故等によるケガで医療機関に受診する際には
　　2）職務上や通勤途上の傷病は労働者災害補償保険の適用に
　4　保健関係
　　1）私学事業団が実施する特定健康診査及び特定保健指導について
　　2）積立貯金の払込期限
　　3）積立共済年金の前期募集
　　4）共済定期保険の前期募集
　5　貸付関係
　　1）住宅貸付の借受人に退職手当等が支払われるとき
　　2）加入者資格を継続取得したとき
　　3）貸付償還金の払込方法
　6　施設関係
　　・私学メンバーズカードのご案内
　7　相談関係
　　・50歳からの年金試算
その他　年金一元化に関する状況について

●開催時間

午後1時30分～ 4時
（注）東京・横浜地区では2回以上に分けて学種別に開催しますので、日時・対象学種を確認のうえ出席してください。（別表参照）

●その他

連絡会当日は、出席カード（会場で配付するテキストについています）に記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえご出席ください。

＜別表＞連絡会を2回以上開催する地区

地区	実施日	対象学種
東京	6/5(火)	大学、短期大学、高専、専修学校
	6/6(水)	高等学校、中学校、小学校
	6/7(木)	幼稚園、特別支援学校、各種学校
横浜	6/5(火)	幼稚園を除く全学種
	6/6(水)	幼稚園

●会場・開催日一覧

地区	会場及び所在地	開催日
札幌	札幌ガーデンパレス2階「孔雀・白鳥（2）」 札幌市中央区北1条西6	6/14(木)
函館	ホテルサンシティー函館 函館市松風町13-14	6/12(火)
旭川	旭川ターミナルホテル「ソレイユ」 旭川市宮下通7丁目	6/20(水)
北見	北見東急イン「ローズ」 北見市大通西2-1	6/21(木)
帯広	ホテルヒーロー 帯広市西3条南12丁目6	6/20(水)
釧路	釧路ロイヤルイン 釧路市黒金町14丁目9番2号	6/21(木)
青森	ラ・プラス青い森 2階「カメリア」 青森市中央1-11-18	6/27(水)
八戸	八戸地域地場産業振興センター ユートリー 8階多目的中ホール 八戸市一番町1-9-22	6/28(木)
盛岡	エスポワールいわて 2階大中ホール 盛岡市中央通1-1-38	6/20(水)
一関	岩手日報一関ビル 2階フロア 一関市大手町3-40	6/21(木)
仙台	仙台ガーデンパレス 2階「鳳凰」 仙台市宮城野区榴岡4-1-5	6/19(火)
秋田	ふきみ会館 3階「鳳凰の間」 秋田市山王5-9-6	6/12(火)
山形	あこや会館　ホール 山形市松波2-8-1	6/14(木)
酒田	天真学園高等学校 酒田市浜田1-3-47	6/13(水)
福島	福島テルサ 研修室「しのぶ」 福島市上町4-25	6/28(木)
郡山	福島県産業交流館 ビックパレット ふくしま 3F研修室 郡山市安積町日出山字北千保19-8	6/27(水)
いわき	いわきワシントンホテル椿山荘 いわき市平字一町目1番地	6/26(火)
水戸	茨城県市町村会館 201会議室 水戸市笠原町978-26	6/5（火）
宇都宮	栃木県自治会館 大会議室 宇都宮市昭和1-2-16	6/8（金）
前橋	群馬県勤労福祉センター 前橋市野中町361-2	6/22(金)
さいたま	さいたま共済会館 さいたま市浦和区岸町7-5-14	6/7（木）
川越	埼玉県川越地方庁舎 大会議室 川越市新宿町1-1-1	6/20(水)
千葉	ホテルポートプラザちば（公立学校共済組合） 千葉市中央区千葉港8-5	6/20(水)
柏	柏商工会議所 401･402会議室 柏市東上町7-18	6/7（木）

共済業務
〒113－8577
文京区湯島1－7－5
☎03（3813）5321（代表）
http://www.shigakukyosai.jp/

賞与等支給報告書の記入上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の1か月前の上旬に学校法人等へ送付します（磁気媒体校及び電算用紙校は除く）ので、賞与等を支給した日から（同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算し、最後に支給した日から）5日以内に提出してください。

賞与等支給報告書の記載については、平成18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」18ページを参照し、**支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。また、賞与等支給報告書に記載されている加入者に賞与等の支給がなかった場合は、支給総額欄を空欄や0円にせず、個人番号から賞与等区分までを二重線で抹消してください。**

フランスとの社会保障協定が今月発効しました

日本とフランス両国の社会保障制度への二重加入防止と両国の年金加入期間の通算等を目的とした社会保障協定が、19年6月1日に発効することが決まりました。

※社会保障協定の内容については、社会保険庁の社会保障協定ホームページをご参照ください。
（http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm）

なお、手続きについては直接私学事業団にお問い合わせください。

無効の加入者証回収と返納のお願い

教職員が退職したときや、被扶養者が取り消しになった場合、加入者証に記載されている有効期限内であっても加入者証は無効となりますので必ず回収し、私学事業団に返納していただくようご協力お願いします。

加入者向広報「レター」7月号『事務の手引』を送付します

加入者向広報「レター」7月号と19年版『事務の手引』を7月初旬に学校法人あてに送付します。

「レター」については、5月末現在の加入者数でお送りしますので、配付時に部数が不足した場合は、広報相談センター広報班までご連絡ください。

生涯生活設計セミナー 積立共済年金・共済定期保険の申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者を対象としたコース）の申し込み締め切りは6月15日（金）、積立共済年金・共済定期保険（前期募集）の申し込み締め切りは6月29日（金）です。

住宅貸付に係る団体信用生命保険申込書の変更

7月1日から、住宅貸付に係る「団体信用生命保険申込書兼告知書」の用紙が変更になります。金融庁の指導により、重要事項の確認内容が一部追加されます。**7月1日告知分から、新用紙で**申し込んでください。

＊新用紙は広報相談センター又は各ガーデンパレス共済業務課（東京ガーデンパレス共済業務課を除く）へ請求してください。私学共済事業ホームページからダウンロードもできます。**旧用紙の使用期限は9月30日です。**

平成19年3月31日付けで、次の相談員が退任されました。
静岡県　松永　均（静岡雙葉高等学校）

6月の共済業務スケジュール

1日（金）	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申込開始
4日（月）	貸付 送金
8日（金）	貯金 払込期限〔必着〕
15日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切
20日（水）	貯金 送金
22日（金）	貸付 送金
25日（月）	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
29日（金）	貸付 翌月23日送金申込締切 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申込締切

7月の共済業務スケジュール

2日（月）	掛金 5月分納期限 貸付 送金
10日（火）	貯金 払込期限〔必着〕 標準給与基礎届書提出期限
13日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

お　見　舞　い

このたびの能登半島地震で被災された学校並びに加入者等の皆様に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

被災された加入者等の皆様へ

共済事業本部では、被災された加入者等の方々に対し、各種書類の提出期限・掛金等の納付期限の猶予等の特別措置をとることとしました。

また、加入者証については、電話等の申し出でも、再発行を行っております。

なお、能登半島地震で被災された方については、加入者証がない場合でも医療機関の窓口で氏名・生年月日等を申告すれば受診できることになっております。

共済事業本部
☎03（3813）5321（代表）

学校法人の災害復旧等に関するご相談

私学振興事業本部では、能登半島地震により被害を受けられた学校法人の皆様からのご相談をお受けするため、**「緊急相談窓口」**を設けましたのでご利用ください。

私学経営相談センター
☎03（3230）7852・7855
Eメール　center@shigaku.go.jp

私学振興事業本部では、学校施設の災害復旧のために必要な資金について、長期・低利の融資を行っております。**ホームページに最新の金利表を掲載しておりますので**ご確認下さい。

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）〈ダイヤルイン〉

平成19年度学術研究振興資金贈呈式のご案内

平成19年度学術研究振興資金贈呈式を下記のとおり開催いたします。

日時　6月11日（月）午前11時～
場所　アルカディア市ヶ谷（私学会館）

今年度は71件の研究に1億1,630万円を交付する予定です。

助成部　寄付金課
☎03（3230）7889～7893

学術研究振興基金寄付者芳名

日本工業倶楽部　様

からご寄付をいただきました。
ご協力ありがとうございました。（助成部 寄付金課）

私立大学等経常費補助金に係る調査票等を電子窓口に掲載します

私立大学等経常費補助金について下記の調査票等を大学法人等に対し、電子窓口にて掲載します。

- **平成18年度私立大学等経常費補助金に係る事業の実績報告について（依頼）**
- **平成19年度私立大学等経常費補助金に係る資料の提出について（依頼）**

助成部　補助金課
☎03（3230）7881～7888
Eメール　hojokin@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査の提出のお願い

学校法人基礎調査の提出については、インターネットを利用した「基礎調査票ｅ－マネージャ」による作成・提出をお願いしております。なお、「基礎調査票ｅ－マネージャ」のアクセス時間を6月23日(土）及び6月30日(土)において当該日時の17時まで延長しますので、ご利用ください。

6月29日（金）　提出締切〔文部科学大臣所轄法人（大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人用)〕
○入学試験区分別入学志願者数・中途退学者数・教員数（大学院担当等）・職員内訳・財務関係等

6月29日（金）　提出締切〔知事所轄法人（高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人用)〕
○学校法人の概要・人数・財務関係等全帳票

☆添付書類（文部科学大臣・知事所轄法人ともに、決算関係書類（平成18年度計算書類及び附属明細表）をｅ－マネージャとは別途に郵送でデータベース課までご提出ください。）

※詳しくは、平成19年度学校法人基礎調査「入力要領」をご覧ください。

私学情報部　データベース課
☎03(3230)7840～43
Eメール　database@shigaku.go.jp

月報私学19年5月号記事の訂正

本誌19年5月号（VOL.113）の記事「助成部の組織変更について」に誤りがありましたので、下記のとおり訂正し、おわびいたします。

7ページ　2段目終わりから7行目

訂正前「福井県(472002)」　**訂正後**「沖縄県(472002)」

宿泊施設のご案内

http://www.shigakukyosai.jp/
インターネットで宿泊予約ができます。

「博多祇園山笠宿泊プラン」7月1日(日)～15日(日)

「博多祇園山笠」は760年以上もの歴史を持つ櫛田神社のお祭りで、毎年7月1日から15日まで行われ、その間博多の街はお祭りムード一色になります。お祭りのクライマックスにあたる15日の午前4時59分には、男たちの勇ましい掛け声と共に「追い山」が博多の街を駆け抜けます。ぜひ、博多っ子の魂を肌で感じてみてください。

1泊2食
1名様
8,000円

「追い山　写真提供：福岡市」

福岡の中心部「天神」に位置。観光・ビジネスの拠点としてご利用ください。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
福岡カーテンパレス
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15　☎092(713)1112
http://www.hotelgp-fukuoka.com/

融資事業のご案内

平成19年度の融資相談受付中！

◆融資金利表　(平成19年6月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内(うち据置2年)	10年以内(据置年数含む)	6年以内(据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等(一般施設費)	年% 2.2	年% 1.8	年% 1.6
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等(特別施設費)	2.3	1.9	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象(教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内(うち据置6か月) 1.5
大型設備・情報技術整備等(教育環境整備費)	—	1.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

私学事業団の融資は、固定金利・長期・低利で私立学校の施設整備をご支援します。

受取利息の一部を財団法人私学研修福祉会が実施する私立学校教職員の研修事業へ助成しています。また、共済業務長期給付事業を対象として、本事業団の長期勘定への繰入れを行っています。

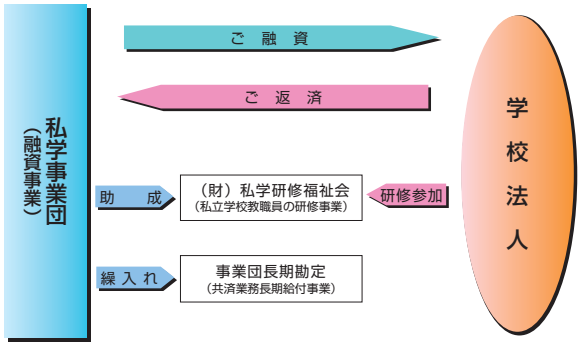

お早めにご相談ください

問い合わせ先
(私学振興事業本部)
融資部　融資班　☎03(3230)7862～64
Eメール yushi@shigaku.go.jp

月報私学　6月号(VOL. 114)平成19年6月1日発行
編集・発行　日本私立学校振興・共済事業団　〒102-8145　東京都千代田区富士見1-10-12　☎03(3230)7810～11　(企画室)
(禁無断転載)